

議提第2号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について

上記議案を地方自治法第112条第1項及び第3項並びに霧島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月30日提出

霧島市議会議長 殿

提出者	霧島市議会議員	木野田 誠
	同	徳田 修和
	同	宮田 竜二
	同	川窪 幸治
	同	有村 隆志
	同	鈴木 てるみ
	同	久保 史睦
	同	下深迫 孝二
	同	前島 広紀
	同	平原 志保

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書(案)

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されている。しかし、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により、7月の第3月曜日が祝日とされているところである。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の経過等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全に思いをはせる機会とするためにも、「海の日」の祝日を当初の7月20日に固定化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月30日

鹿児島県霧島市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

(提案理由)

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み、当初の7月20日に固定化することを要望するために意見書を内閣総理大臣に提出しようとするものである。